

平成20年度における温室効果ガス等の排出の削減に  
配慮した契約の締結実績の概要

平成21年6月8日  
独立行政法人日本貿易保険

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成20年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、通知する。

1. 電気の供給を受ける契約

当法人が民間ビルの一テナントであることから、賃貸借契約上、独自に電気の供給を受ける契約を締結することが困難であるため、該当する契約はない。

2. 自動車の購入に係る契約

当法人は、自動車の購入契約は、締結して行っておらず、自動車のリース契約を締結しているため、該当する契約はない。

3. 省エネルギー改修事業（ESCO事業）に係る契約

当法人が民間ビルの一テナントであることから、賃貸借契約上、独自にESCO事業者とESCO事業に係る契約を締結し、省エネルギー改修事業（ESCO事業）を実施することが困難であるため、該当する契約はない。

4. 建築物に関する契約

当法人が民間ビルの一テナントであるため、独自に環境配慮型プロポーザル方式で実施した契約はない。